

介護支援専門員の登録を受けている方が亡くなられたり等、下記の事項に該当することとなった場合、届出が必要です。

届出を行う方は

- ・死亡した日から30日以内、又は下記の事項に該当したことを知った日から30日以内に
- ・様式第9号 介護支援専門員死亡等届出書を提出

| 届出事項の種類                                  | 届出を行う人         |
|--|----------------|
| 登録者の死亡                                   | 登録者の相続人        |
| 登録者が成年被後見人又は被保佐人となった場合                   | 登録者の成年後見人又は保佐人 |
| 登録者が禁錮以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合              | 本人             |
| 登録者が介護保険法等(※)の規定により罰金の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合 | 本人             |

※介護保険法以外の該当法令

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)                         | 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)          |
| 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)                           | 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)         |
| 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)                    | 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)        |
| 医療法   | 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)      |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第百 123 号)          | 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)          |
| 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)                           | 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)          |
| 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)                         | 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号) |
| 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)                | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)  |
| 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)                         | 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)       |
| 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)                         | 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)      |
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号) |                                 |



様式

介護支援専門員死亡等届出書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

(届出者) 住 所 (〒 - )

氏 名 印

続 柄

電話番号 ( - - )

介護保険法第69条の5及び介護保険法施行規則第113条の13の規定により、次のとおり届出します。

|                     |   |
|---------------------|---|
| (フリガナ)<br>介護支援専門員氏名 |   |
| 生年月日                | (西暦) 年 月 日  |
| 登録番号                |   |
| 届出事項                | <p>1 介護支援専門員の登録を受けた者が死亡したため</p> <p>2 介護支援専門員の登録を受けた者が成年被後見人又は被保佐人となったため</p> <p>3 介護支援専門員の登録を受けた者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっているため</p> <p>4 介護支援専門員の登録を受けた者が介護保険法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっているため</p> |
| ※該当する項目を○で囲むこと。     |   |

(添付書類)

- 下記の書類のうち交付を受けているもの
  - ・介護支援専門員証
  - ・介護支援専門員資格登録通知書
  - ・介護支援専門員登録証明書(本体・携帯用)
- 下記の書類のうち該当するもの
  - ①届出事項1に該当する場合 … 戸籍抄本(除籍抄本)等
  - ②届出事項2に該当する場合 … 成年後見登記に係る登記事項証明書当
  - ③届出事項3, 4に該当する場合 … 判決の確定証明書等

(注意)

- 氏名を自署して届出する場合は、押印を省略することができます。
- 届出者は次のとおりとします。
  - ①届出事項1に該当する場合 … 登録者の相続人
  - ②届出事項2に該当する場合 … 登録者の成年後見人又は保佐人
  - ③届出事項3, 4に該当する場合 … 本人